

# 知つ得！身近な消費生活相談16

## < 点検商法に注意！の巻 >

近所で工事をしているという事業者が突然訪問し、「お宅の屋根が壊れていますので点検する」等と言い、点検後に不要な修理を勧めて高額な契約をさせる事例があります。「修理をしないと大変なことになる」と不安をあおり、契約を急がせるのも特徴の1つです。



**注意  
しましょう！**

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。

安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします  
**一人で悩まず、まずはお電話を！安城市消費生活センター（☎〈76〉7749）**

（月）火（木）金午前9時30分～午後4時（受付は午後3時30分まで）※祝・年末年始を除く。  
※同センター閉所時は**消費者ホットライン☎188**へ。開所している相談窓口につながります。

令和5・6年度版

## 「安城グルメガイド」にあなたのお店を掲載しませんか？

市内飲食店等の情報を掲載する「安城グルメガイド」。令和5年4月から提供予定の紙媒体及びデジタル版への掲載店を募集します。

「安城グルメガイド」は掲載店、観光案内所(KEYPORT)、市内公共施設、イベント等で無料配布します。

●対象 市内で営業する飲食店（愛知県のあいスタ認証店又は安全・安心宣言施設に登録済の店に限る）

※業種は、和食・洋食・中華・多国籍料理・焼肉・鉄板焼き・居酒屋・バー・カフェ・喫茶・和洋菓子・パン等。

※テイクアウト、デリバリー可。

※クーポンを必ず掲載してください。（紙媒体のみ）

※申込内容は安城グルメガイド制作委託事業者に提供します。

●掲載料 5000円

### 申込方法

12月28日（水）までに、市観光協会HP内申込フォームから申込み

### ▶問い合わせ先

市観光協会（商工課内／☎〈71〉2235）

市観光協会  
HP▶

